

軽自動車税減免に関する確認書（身体障害者等用）

軽自動車の減免（以下5項目においては、書類の名称を除き、「減免」とする。）を申請する方は、下記の事項を確認してください。確認した箇所にはチェックをつけてください。

- 減免を希望する当該年度の賦課期日（4月1日）時点での情報をもとに、減免の可否を判定します。
- 減免を希望する当該年度の賦課期日（4月1日）時点で減免の要件を満たしていなかった場合でも、賦課期日の翌日から納期限までの期間中、減免の要件を満たした時点での情報をもとに、減免の可否を判定します。減免の申請時点では要件を満たしていても、当該年度の賦課期日（4月1日）から納期限までの期間中に要件を満たした状態が一度もなかった場合、減免の対象とはなりません。
- 当初の申請から状況に変更があった場合は、届け出が必要なことがあります。必ず**江戸川区課税課諸税係(03-5662-1007)**に連絡し、指示に従って手続きをしてください。特に「**減免を希望する車両**」「**納税義務者**」「**車両の利用者（障害のある人）**」のいずれかが変更される時は、当該年度の納期限までに、車両の納税義務者の方にあらためて新規に「**軽自動車税減免申請書**」を提出していただく必要があります。
- 減免を希望しなくなった場合は、申請者（車両の納税義務者）の方に、速やかに「**軽自動車税減免取下げ・取消申請書**」を提出して減免申請を取り下げてください。
- 減免の要件を満たしていないことが調査等により発覚した場合、減免を取り消すことがあります。

これ以降の事項は、必ず「**車両の利用者（障害のある人）**」の方も一緒にご確認ください。

- 今回申請する車両の他に、今回の「**車両の利用者（障害のある人）**」の方を理由に、**種別割の減免を受けている車両はありません。**

（注）種別割の減免は、障害のある人1人につき、普通自動車・軽自動車あわせて計1台のみが対象です。

自動車税と軽自動車税の減免を同時に受けることはできません。

- 軽自動車税減免に係る審査のため、必要なときは江戸川区総務部課税課から東京都へ、自動車税の減免に関する情報を照会することがあります。
- 上記の事項をすべて確認し、了承したうえで軽自動車税の減免を申請します。

申請者住所 _____

（納税義務者）

氏 名 _____

○生計同一申立欄

この欄は、「車両の納税義務者」と「車両の利用者（障害のある人）」が、**住民票上別世帯**の場合に必ず記入が必要です。生計同一ではない場合は軽自動車税の減免の対象となりません。

なお、「車両の利用者（障害のある人）」宛に、申請内容について確認するためご連絡することがあります。

- 下記の「車両の利用者（障害のある人）」は「車両の納税義務者」と住民票上別世帯ですが、生計同一であることを申し立てします。

車両の利用者住所 _____

（障害のある人）

氏 名 _____